

岩手県告示第 68 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 1 月 26 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 395 号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 二戸市仁左平字放森 61 番 67 地先から 61 番 8 地先まで
 - (2) 二戸市仁左平字北井沢 35 番地先から 35 番 1 地先まで
 - (3) 二戸市仁左平字十文字平 45 番 2 地先から 46 番 1 地先まで
 - (4) 二戸市仁左平字大子 80 番 2 地先内
- 3 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 26 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 二戸地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 19 年 1 月 26 日から同年 2 月 26 日まで